

# **白子町補助金適正化ガイドライン**



令和4年11月

白子町企画財政課

## 第1章 趣旨・目的

補助金は、行政目的を効果的かつ効率的に達成する手段の一つとして、これまで重要な役割を果たしてきました。その一方で、その成果や効果が不明確になりやすく、長年の継続した交付による既得権化などの問題点も指摘されています。

町では、厳しい財政状況の中、「第4次白子町行財政改革プラン（令和2年3月策定）」においても補助金の見直しに取り組むこととし、この方針に基づき見直しに取り組んできました。

しかし、事務手続きについては、「補助金等交付規則」を定め適正な運用に努めてきたものの統一的な「交付基準」や「見直し基準」は定めておらず、補助金の見直しについては、毎年の予算編成過程や行財政改革の進捗管理などを通じた検証にゆだねられてきました。

このような状況を踏まえ、補助金制度の効率的かつ効果的な運用を図ること、また、町民への説明責任を果たすため、見直しの統一基準を定めた「補助金適正化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を示し、補助金の見直しに取り組むこととしました。

## 第2章 適正化に向けたガイドライン

### 1. ガイドラインの対象となる補助金

補助金については、それぞれ目的や性質が異なることから、表1のとおり性質別に分類します。本ガイドラインは、団体等への補助金を対象とし、国・県の制度に基づく制度的補助金や政策的に個人に給付する補助金（扶助費にあたるもの）は除きます。

また、負担金についても補助金の対応方針と趣旨が一致するものについては、本ガイドラインを適用します。

（表1）補助金の性質別分類表

分類		説明
制度的 補助金	国・県の制度に基づく補助	<input type="radio"/> 法令に定めるもの、国・県等の制度によるもの <input type="radio"/> 他の市町村との協議に基づき補助するもの
	会計間補助	町の他会計又は一部事務組合に対して支出するもの
政策的 補助金	扶助費的補助	社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの
	運営費補助	団体等が実施する活動に公益性があると認定した上で、その運営費（人件費、管理費等）に対する補助
	事業費補助	施設の建設・修繕、設備投資、維持管理に係る補助
	奨励事業費補助	団体等が自主的に実施する事業（活動）に対する補助
	イベント事業費補助	各種イベント、大会の開催等に対する補助
その他事業費補助		上記以外の事業費補助
利子補給・信用保証料補助		利子の一部及び借入時の信用保証料に対する補助

## 2・ 基本的な視点

補助金の運用や創設に当たっては、以下の基本的視点に基づいて検証することとします。

(表2) 補助金適正化の基本的視点

区分	基本的視点
公益性	(1) 町が推進すべき事業であること (2) 町として助成、推奨していく必要がある行政目的に沿った事業であること (3) 町と町民の役割分担の中で整合性が認められ、町が補助すべき事業であること
公平性	(1) 特定の団体、施設、個人等に特権的な恩恵や利益を与えるものとなっていないこと (2) 補助率については、町民協働推進の視点及び事業対象者と町の対等な視点から、原則として補助対象経費の2分の1以下とすること（制度的補助・団体運営費補助を除く） (3) 他の類似団体等と比べて金額が多額になっていないこと
有効性	(1) 補助金を交付することが、行政手法として最も有効であること (2) 社会・経済情勢に合致していること (3) 事業等を実施することにより、他への波及効果が高いこと (4) 費用対効果が高いと認められること
公正性	(1) 補助金の交付に対して根拠法令のないものについては、交付要綱等を整備し、補助の目的、対象、効果及び補助金の額の算出方法を明確にすること (2) 補助率・単価を定めずに、一定額をもって補助することはしないこと (3) 補助金額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること (4) 補助金対象経費又は対象外経費を明確にすること 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察費、慰労的な研修費、他の団体等への迂回助成費など直接公益的な事業等に結びつかない経費及び社会通念上公金で賄うことが適切でない経費は、補助金の対象外とする。ただし、会議等における必要な茶菓子に関する経費は、真にやむを得ないものに限り一定の上限の基に対象とすることができる。 (5) 国・県等の補助金に伴う交付期間は、国・県等に合わせること
適格性	(1) 法令等に抵触していないこと (2) 団体の会計処理及び使途が適正になされていること ア 会議等の運営費的支出が、必要最小限であること イ 補助対象経費と補助対象外経費を、明確に区分していること ウ 団体構成員から会費を徴収するなど、応分の自主財源確保に努めていること エ 団体等の決算における繰越金の額が、補助金の額を超えている場合には、当該繰越金の額に応じて補助金の額を調整すること オ 補助金の申請及び実績の報告に係る事務、活動費の現金管理等の事務は、事業の実施主体である補助金の交付先が責任を持って実施していること (3) 団体等の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること (4) 自助・自立が認められる団体及び目的が達成されている事業でないこと (5) 補助金の交付期間は、一部を除き、原則3年以内とすること

### 3・見直し基準

補助金については、以下の基準に基づき必要性や効果を検証します。

#### (1) 事業実施主体と予算科目の見直し

- 町が実施すべき事業を団体が行っている場合などで、団体から提供される役務などに対しては、補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金などの予算科目により措置すべきものであり、その事業の性質を踏まえ、当該科目での支出に見直すものとする。
- 特に補助対象経費の全額（補助率 10/10）を補助している場合などは、本来は町が主体となって行うべき事業の代替えとしての性格を有している可能性があり、委託料等への切替えを検討する。
- 町が補助事業の実行組織に加盟している場合や、町の幹部が交付先団体の役員に充て職でついている場合は、加盟団体の定款・規約などに基づき団体に対して負担していることがあり、そうした場合は負担金への切替えを検討する。

(表3) 予算科目の分類について

事業の実施主体 反対給付の有無 額の決定方法	町への反対給付はない	町への反対給付がある（提供される役務などに対する相当の対価がある）		
	町が額を一方的に決定している		額は合意・契約などにより決定	
町が行うべき事業	扶助費	交付金	委託料	
ある事業 上必要が	町に一定の義務・責任がある	補助金 (町の施策に合致するもの)	報償費	負担金・分担金
	町に義務・責任はない	補助金 (公益上の必要性が認められるもの)		

#### (2) 目的・効果測定

- 補助金交付の目的を明らかにする。
- 目標値の設定が可能か検討し、補助申請時に目標値を設定する。実績報告時に効果測定を行う。補助団体ではなく町が目標を設定したほうがいい場合もある。
- 達成状況等を踏まえ、目標値や補助金額等の見直しを検討する。

#### (3) 運営費補助から事業費補助へ

- 補助金の目的は、本来、団体等が存続するためではなく、団体等の事業活動が公益性を有することから補助するものであり、運営費補助は、税金を充てて団体等を運営している形態となる。また、長期にわたり継続して補助金が交付されると、団体等としては、あらかじめ補助金を前提とした事業計画や活動を展開することになり、このことが団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主・自立した活動の創出を妨げることになる。
- 補助対象経費を団体の運営費と事業費を含む全体（団体運営費補助）とした場合、対象

経費の中に、公益性がある事業とは直接関係のない人件費や事業費などの一般管理費が含まれることになる。それにより、事業費補助に比べ、補助の妥当性、実効性、補助算定、対象経費が不明確になる傾向があるため、町としては、運営費補助は原則認めず、事業費補助への移行を積極的に行うものとする。

- ただし、次に該当する団体等の運営費補助については、この限りではない。
  - ・国または県等により運営費補助を行うことを前提とした補助制度による補助団体
  - ・法令等により設置されている公共団体及び町が公益上その活動が必要であると認める団体
  - ・他にその活動を担う団体が存在しない事業を行う団体
  - ・設立当初で財政基盤が弱いため、一定の期間だけ支援が必要な団体

#### [4) 補助金額・補助率等の適正化]

- 交付額（上限額）、補助率、補助単価等について、補助金の交付先と本町との役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他市町村における類似の補助金との比較、交付先の財務状況等を勘案し、町民の理解を得られるような適切な水準を設定する。
- 補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、官民の役割分担の観点などからも、原則として2分の1以内とする。特に、著しく高い補助率を設定しているものについては、事業実施の効果の検証を基に妥当な水準となるよう見直しを図り、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現できない場合や、補助目的を早期に実現しようとする場合など、2分の1を超える補助率を設定する理由を十分に説明できるよう整理すること。
- 補助目的の早期実現を理由として2分の1を超える補助率を設定する場合は、成果指標を設定した上で期限を区切ることとし、期限到来時には事業の存廃の検討や補助率の見直しを行うこと。
- 補助率を設定できない場合は、補助単価を明確に規定すること。
- 単価を積算根拠とする補助金については、適正な単価水準を確保するため、当該補助金に対する社会情勢や町民ニーズを把握するとともに、他市町村の状況を調査・研究し、積極的かつ継続的にその妥当性の検証を行う。

##### «補助率2分の1超を認める例» ※事前に町長との協議を要する

- ① 交付先団体に自主財源が乏しく、かつ補助対象事業の実施について本町に一定の義務や責任がある場合
- ② ニーズや緊急性が特に高い事業など、補助目的の早期実現を図る必要がある場合
- ③ 法令や国の基準等で2分の1を超える負担割合が設定されている場合
- ④ 地方債・基金繰入金を除く特定財源が2分の1以上充当される場合  
(国・県支出金や宝くじ助成金などの間接的補助金等を交付する場合など)
- ⑤ 本ガイドライン策定前に締結された協定や契約に基づく場合  
(協定・契約の終期までの期間が3年以上ある場合は、協定・契約の見直しを検討)
- ⑥ 町民の生活環境の維持確保のため、必要不可欠である場合

## (5) 終期（補助期間）または見直し期限の設定

- 補助金の実効性を高めるとともに、既得権化を防ぐため、事業費補助については、原則、3年以内の終期（補助期間）または見直し期限を設定し、終期を設定した事業は終期が到来した時点で、原則廃止とする。ただし、終期到来年度に行う行政経営評価及び補助金現況調書等による評価の結果、継続することが妥当と判断されたものは、この限りではない。
- 運営費補助については、3年毎内で当該団体の自立に向けた見直しを促すとともに、3年後、さらに継続が求められる場合には、再度ゼロベースでの見直しを行うこと。
- 国や県等の制度によるものは、国や県等の制度の終了をもって町の補助制度を終了すること。
- 補助金の効果や必要性を検証する際は、次の点に留意すること。なお、終期によらず、補助金等交付の根拠となる法令や各種計画等の変更はもとより、社会情勢や行政需要の変化により見直す必要が生じた補助金は、速やかに本ガイドラインに基づき見直しを行うこと。

（留意点）

- ① 補助金の成果については、行政経営評価及び補助金現況調書等を基にP D C Aサイクルによる検証を行うこと。特に終期到来後も事業を継続する場合は、その目的（成果指標）と目標達成度合いについて、可能な限り定量的な検証など「見える化」できる評価手法により継続の有無を判断すること。
- ② 目的や内容が類似・重複する補助金や関連する補助金については、手続きの簡素化・省力化・行政事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討すること。
- ③ 同一団体に対し複数の補助が恒常的に行われている場合は、補助金の再編・統合を検討すること。
- 終期等を設定することで、公益的な活動が阻害されると考えられる場合は、当該団体に中長期的な行動計画を策定させるなどし、同計画を踏まえた事業の継続判断を、原則3年毎に行い、運営が適正かどうか確認することで補助金の必要性を判断し、その透明性を確保していくこと。併せて、補助金の終期が団体の終期となる可能性もあることから、団体の役割とこれまでの活動への評価及び今後の必要性等も踏まえたうえで、まずは団体の存続の必要性について検討すること。

### 【見直しの判断基準】

- (1) 財政的に自立した団体であると判断されるとき
- (2) 公益性に欠ける団体であると判断されるとき
- (3) 当初の活動目的を達成・完了した団体であると判断されるとき
- (4) 今後、財政支援を続けても、目標達成が見込まれないと確認されるとき
- (5) 上記以外の補助金については、原則として「3年以内」を終期・見直し時期とする

## [6] 繰越金等への対応

### 【繰越金の有無及び必要性について】

- 繰越金が少ないから問題ないという安易な判断はせず、無駄な支出がないか確認する。
- 補助団体の繰越金が積立金のような性質を持っており、それが町の補助金以外(会費等)から貯われていると明確に判断できるものは精算の対象外とすることができるものとする。なお、その場合は、別会計で管理するよう補助団体へ依頼する。
- 自主財源を先に支出に充て、不足分に補助金を充当するものとし、余剰金の中で精算すべきものは精算を行うこととする。
- 繰越金の必要のない団体については、精算により返金してもらう。事業費補助（イベント補助等）は返金を原則とする。

### 【多額の繰越金の取り扱い及び内容確認について】

- 補助額を超える繰越金がある場合は、繰越内容を精査し、補助を休止、削減する。ただし、直近の運転資金分を繰り越している場合は除く。
- 会計年度独立の原則により、補助金等を原資とした積立ては認めない。特殊な事情の場合（例：周年事業など）は、該当年度に予算要求するものとする。

## [7] 補助対象経費等の明確化

- 補助の対象とする経費は、原則として「事業の実施」に必要な経費のみとする。また、その経費の範囲を明確にするとともに、次の経費は対象外とする。（表4参照）
  - ① 「慶弔費」「交際費」「食糧費（講演会における講師へのお茶など、事業活動に必要なものを除く。）」「懇親会費」等、補助事業と直接関係しない経費
  - ② 補助事業に直接関係しない「視察・研修旅費」
  - ③ その他、社会通念上、公金を交付することが適当でない経費

（表4）補助対象外経費一覧

対象外経費の項目	説明
1 人件費、役員手当	人件費は事業に結びつかないことから対象外とする（運営費補助は除く）。ただし、事業費補助であっても事業推進するために必要な業務に係る人件費は対象経費とする（例：臨時の雇用など）。
2 交際費	
3 慶弔費	
4 飲食費・食糧費	事業推進に直接結びつくことは考えられないことから、対象外経費とする。ただし、講演会における講師へのお茶など事業活動に必要なものを除く。
5 懇親会費	
6 視察・研修費	事業に真に必要な研修会開催経費は補助対象とする。ただし、視察に伴う経費は補助対象外とする。
7 汎用性の高い物品の調達費	備品の購入など団体の資産形成に伴う経費は対象外経費とする。
8 負担金等	・上部組織に支出している会費、負担金は補助対象外経費とするが、合理的な理由がある場合は補助対象経費とする。

9 積立金、予備費	
10 その他	上記以外に、社会通念上、公費負担が適当でない経費は対象外経費とする。

#### [8] 廃止、削減、拡充

- 社会情勢等の変化の中で、長期化、常態化し、「2. 基本的な視点」で示した基本的視点（公益性等）が薄らいでいる場合には、廃止する。
- 財政基盤が安定していて資金的に余裕がある団体については廃止を検討する。
- 予算と決算のかい離が大きいものは事業実績を勘案し補助額を削減する。
- 補助効果を検証した結果、著しい効果が認められる場合は拡充も検討する。

#### [9] 再補助（迂回補助）の是正

- 再補助団体に町からの直接補助ができないか検討を行う。ただし、実情に精通した補助団体を通じて再補助を行ったほうが、町及び補助団体にも事務負担軽減等のメリットが大きい場合（例：社会福祉協議会）があるため、影響を十分に考慮し検討する。
- 再補助を行うほうが効率性や効果の面から有意義であると判断される場合は、再交付先団体の予算書、事業計画書、決算書、事業報告書等の提出を求め、直接の補助交付先と同様に補助の妥当性を検証する。

#### [10] 特定収入（寄附金等）の取扱い

- 寄附金など特定の収入がある場合は、事業収入とみなし補助金額を減額する。
- 他の特定目的への寄附金等である場合は、別会計で管理するよう補助団体に依頼する。

#### [11] 補助金交付要綱の整備

- 補助目的や執行手続きを明確化するために、個別の交付要綱の制定は必須とする。国・県の交付要綱等に基づき町が交付する補助金も同様とする。
- 交付要綱には、次の項目は必ず明記する。  
既存の交付要綱について補助の目的や対象経費等が不明確な要綱は、改正を行う。
  - ・ 目的・趣旨
  - ・ 補助対象となる事業内容
  - ・ 対象となる経費
  - ・ 補助率、補助金額
  - ・ 補助金の交付方法（前金払、概算払、確定払）
- 既に制定されている場合においても、上記の定める規定をはじめ本ガイドラインに定める事項と照合し、必要に応じて改定すること。
- 単年度限りのイベント補助など1年以内に終了する事業、または、複数年にわたるものであっても明確に期限が設定された事業への補助金については、必ずしも要綱の制定は必要としない。ただし、要綱を制定しない場合であっても、補助金の交付決定・確定にあたり、町としての支出の根拠となる方針を明確にしておく必要があるので注意すること。

#### [12] 団体等の事務局の取扱い

- 町が団体等の事務局業務を行うことは、人件費補助と同様であり、補助金と併せて行政

からの二重の支援となることや、補助金に係る収支報告書又は決算書等の作成を、補助金を交付する側の町が行うことは、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えないため、特別な理由があるものを除き、原則として、当該事務局は行政組織から独立させるよう検討すること。

- 特に、預金通帳及び印鑑の管理については、全ての補助金において団体等自身が行うこととし、その適正化及び透明性を高めること。

#### [13] 履行確認の徹底

- 年度内に補助事業が完了していることを確認する。
- 事業報告書、決算書等により履行確認を徹底する。また、必要に応じて、現地確認等を行う。(町には地方自治法第221条第2項に基づく調査権限がある。)
- 補助事業者から提出される収支予算書、決算書については、補助対象決算額が明らかになるようにし、補助対象経費に増減が生じた場合の補助金額の変更の有無、補助対象外経費に支出されていないか確認する。
- 報告書類等から補助内容等が確認できる様式に見直しする。
- 所管課等は、補助交付先とコミュニケーションを密にし、事業の状況を把握する。

#### [14] 補助金額の確定時の精算

##### 【補助金の支出方法】

- 団体への補助金等の支出方法は、確定払を原則とした上で、白子町補助金等交付規則((昭和47年白子町規則第1号。以下「規則」という。) 第16条の規定により、特例として概算払・前金払により交付することができるとしている。

##### ＜補助金の支出方法＞

- 確定払（原則）  
規則第14条の規定により、補助事業が完了し、実績報告書が提出され、その内容が適当と認められたときに、交付すべき補助金等の額を確定し、交付する。
- 概算払  
交付先団体が補助事業完了まで事業費を自己資金で賄う不合理を避けるために、一定の経費について補助金等の額の確定前に概算で交付し、額の確定と併せて精算を行う。
- 前金払  
補助金等の額の確定前に交付する点などは概算払と同じだが、交付額の変動が予想されない場合に適用する。

### 【補助事業における消費税仕入税額控除の取り扱い】

- 補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるので、当該補助要綱に消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなつた場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を町に報告するよう明記すること。
- 補助金交付要綱等において、次の趣旨の内容を盛り込み対応するものとする。
  - ① 補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、その金額が明らかな場合には、その金額を減額して交付決定を行う。
  - ② 交付申請時に消費税等相当額が明らかでない場合には、当該金額を含めて交付決定を行い、補助金の額の確定時又は確定申告後に当該金額の減額し又は町に報告し返還するものとする。

### 4・ガイドラインに基づく見直しの検証・公表

厳しい財政状況の中で補助金を交付するにあたり、町民に対する補助金の公益性、公平性、有効性、公正性等基本的視点や費用対効果についての十分な説明責任を果たす必要があります。効率的かつ効果的で適正な補助がなされるようチェック体制の強化を図るとともに、町ホームページ等で積極的に公表します。

※ チェック体制を構築し、補助金適正化の達成状況を確認するための補助金等調書を作成し、基準を満たしていない場合は合理的な説明を求めるものとします。

### 第3章 補助金の見直しの流れ

補助金の見直しに当たっては、所管課等において、毎年度、本ガイドラインで示した基本的な視点や見直し基準により適合状況を検証し、検証結果を踏まえ、補助金の在り方や見直しの方向性を検討します。（表5参照）

また、所管課等が検討した補助金の在り方や見直しの方向性については、関係団体等との調整を図った上で、次年度の予算に反映していくなど、P D C Aサイクルを効果的に実施していきます。

図1 補助金の見直しにおけるP D C Aサイクルのイメージ

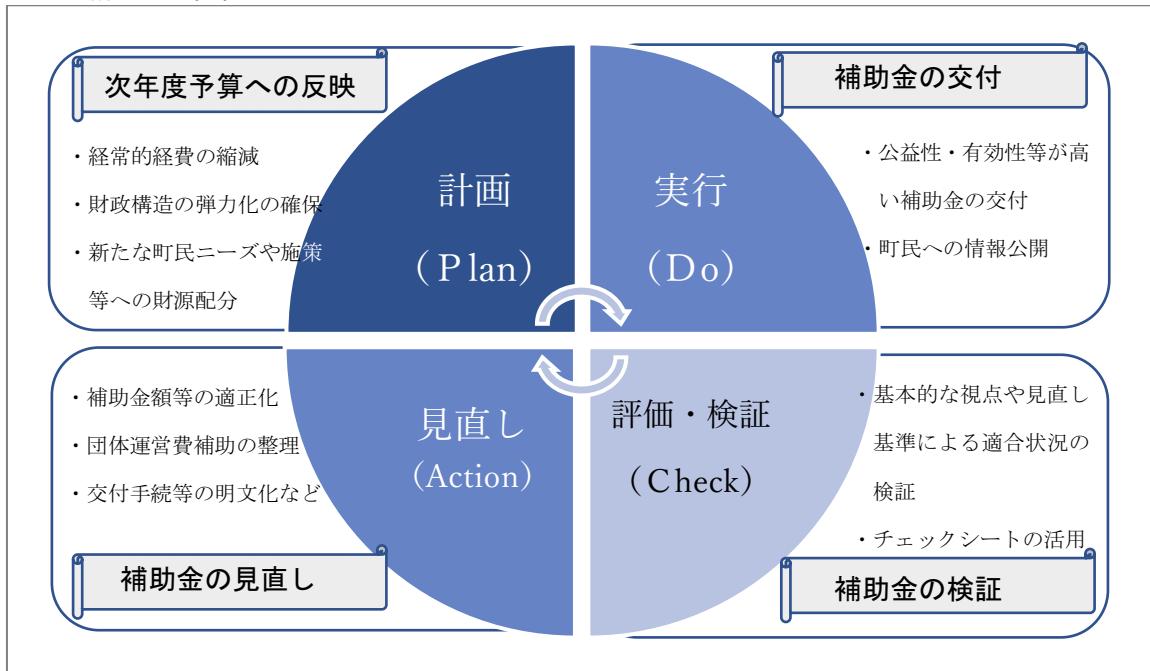
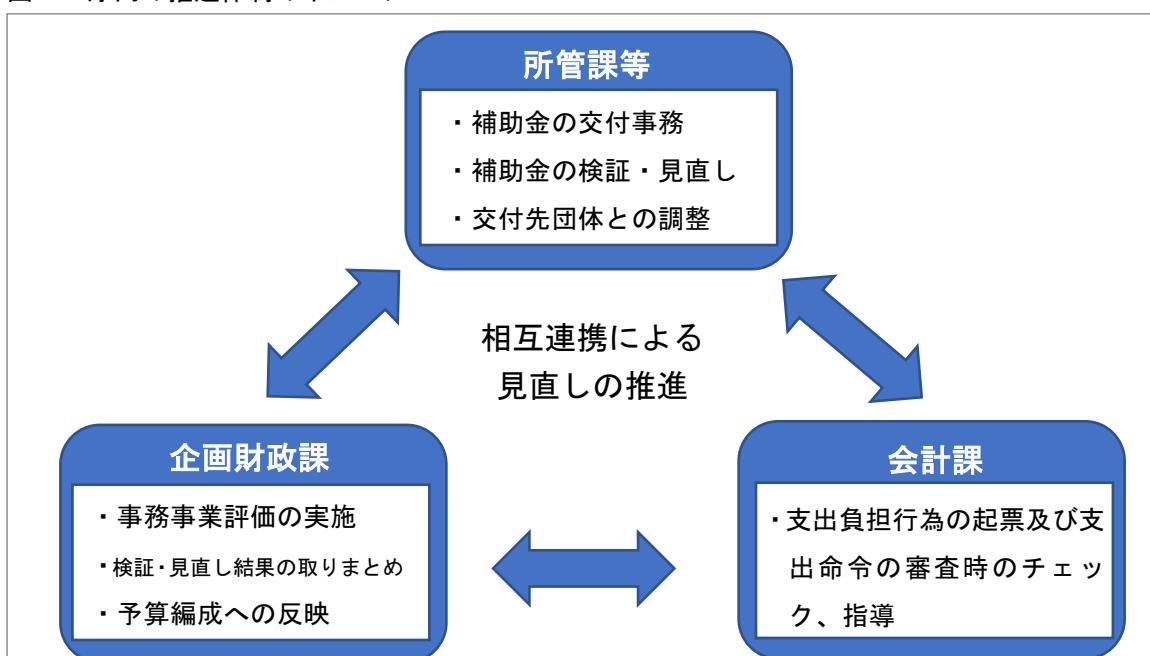


図2 庁内の推進体制のイメージ



【表5】 補助金の分類ごとの補助率、終期（または見直し時期）の基準等の一覧

分類		説明	終期（サンセット）*	補助率
制度的 補助金	国・県の制度に基づく補助	・法令に定めるもの、国・県等の制度によるもの ・他の市町村との協議に基づき補助するもの	国・県等の取り決めによる	国・県等の基準による
	会計間補助	町の他会計又は一部事務組合に対して支出するもの	社会経済情勢が変化した時など 必要に応じて見直し	個別判断
政策的 補助金	扶助費的補助	社会情勢や少子高齢化対策等、政策判断等により 個人に対して補助するもの	3年以内で見直し	個別判断
	運営費補助	団体等が実施する活動に公益性があると認定した上 で、その運営費（人件費、管理費等）に対する補助	3年以内で見直し	個別判断
	建設事業費補助	施設の建設・修繕、設備投資、維持管理に係る補助	事業の期限到来による	個別判断
	奨励事業費補助	団体等が自主的に実施する事業（活動）で、町が公益 性等と高いものと認定し、奨励する場合に補助する もの	サンセット方式 (3年以内で設定)	原則、補助対象経費の 1/2以内
	イベント事業費補助	各種イベント、大会の開催等に対する補助	サンセット方式 (3年以内で設定)	原則、補助対象経費の 1/2以内
	その他事業費補助	上記以外の事業費補助	サンセット方式 (3年以内で設定)	原則、補助対象経費の 1/2以内
	利子補給・信用保証料補助	利子の一部及び借入時の信用保証料に対する補助	景気変動を踏まえて 個別に検討	

\* 運営費補助と事業費補助の分類が明確でない事業は、運営費補助に分類するものとする。

## 【参考】

## 用語解説

項目	説明
負担金	<p>(法定負担金) 町が法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体（一部事務組合等を含む）との特定事業からの特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部を負担し、支出するもの。</p> <p>(任意負担金) 任意に各種団体を町が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決めた費用を支出するもの、研修費などの参加費など。</p>
補助金	<p>国や他の地方公共団体と共同する事務や事業の奨励又は育成を図るため支出するもの。</p> <p>町の施策の推進に必要であり、公益性が高い特定の事務や事業を対象として支出するもの。</p> <p>(※補助金と性質を同じくする助成金・給付金・利子補給金を含める。)</p>
交付金	法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。
委託料	法令や条例等により、町が本来行うべき業務や事業を外部団体へ委託した場合の相当の対価として支出するもの。交付金との整合性に注意が必要。
交付要綱等	<p>補助金の交付基準を定めた条例、規則、要綱（告示）、要領（内規）等をいい、本ガイドライン制定後は、要綱（告示）は全て公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例」、「規則」、「要綱」は、例規集等に掲載し広く周知を図るもの。</li> <li>・「要領等」は、短期間に限定して施行する場合や交付対象者を限定する場合であって、広く周知を図る必要性が低いと判断し内規としていたもの。</li> </ul>
運営費補助	町が、公益上その活動が必要であると認める団体等に対して、その運営を支援するために、基礎的経費（例：事務局事務費、会議費、施設運営費等）の一部又は全部を補助するもの。
事業費補助	町が、公益上その活動が必要であると認める特定の事業や活動団体に対して、その事業等を支援するために、事業費の一部又は全部を補助するもの。
上乗せ補助	国や県の基準に補助率又は金額を上乗せして実施する事業をいい、町の負担は定められた割合に上乗せした分を加えたものになる。
横出し補助	国や県の基準より対象者又は補助対象経費を広げて実施する事業をいい、町の負担は対象者を広げた部分になる。